

NPO法と労協法

石見 尚 (東京都/日本ルネッサンス研究所)

市民法としての共通の論点

NPO法については、ここでは「市民活動促進法案」(政府与党案)をとりあげ、労協(ワーカーズ・コープ)法案は協同総研の労協法研究会で作成された要綱案(ここでは便宜上、労協法案という)をとりあげる。前者は政党の段階で改変されたが、もとは市民運動のなかから発想されたものであり、後者は労働問題、協同組合問題、法律、税務の専門家のまさにボランティア活動によって作成された。市民運動が政策形成の実力を蓄積していることを立証した点で、1990年代は日本史にとって画期的な意義をもつ時代となってきた。

二つの法案は独自の目的と動機をもつもので、法律の枠組も別個のものである。しかし現実の地域における活動では対象が重なりあう部分がでてくるのが予想される。したがって互いに調整したり補完しあうことが必要になるであろう。二つの法案の比較検討にあたって、市民法として避けて通れない共通の論点について検討しよう。

第1は社会的貢献活動をする団体の性格づけの問題である。

第2は市民的公益団体の自由な活動をいかに保障するかという問題である。

第3はボランティアとはなにかという問題である。

第4は活動の継続性を保障するための財政問題である。

市民活動促進法案の問題点

①与党三党案はどの段階で官僚の手がはいったのか詳かではないが、NPO(民間非営利組織)とはなにか、その性格がよくわかっていないように思われる。NPOの活動を、「保健福祉、社会教育、まちづくりの推進、文化・芸術・スポーツ、地球環境の保全、災害時救援、地域安全、人権擁護・平和推進、国際協力、男女共同参画社会の形成、子どもの健全育成」(法案別表)と認めたことは前進であるが、法人格を与えるにあたって既成の「公益法人」に准じる扱いでしか想定できていない。これは行政補完的な既成の「公益法人」の概念にとらわれた時代遅れの思想である。悪く考えると、市民団体、市民運動組織が政府に批判的活動にまわることを恐れ、行政に協力的な運動に限るために准「公益法人」の性格を与えたのではないかと勘繰りたくなる法律案である。

②消費税、地価税、都道府県民税(一部)については公益法人なみの非課税を認めるのと引き替えに、設立、認証の手続き、管理の内容が煩雑で、かつ行政庁の監督、罰則が結構厳しい。この煩雑さに耐え得るのはNPOでも大規模で比較的富裕な団体であろう。資金集めに苦勞している中小規模の市民活動団体は、税のわずかな恩典と活動の自主規制を差し引きすると、あまりメリットはないのではなかろうか。

③与党案が問題になるのは、これが理事主導の団体であって、社員の参加は定款の変更の議決に限られていることである。実際、社員やボランティ

